

仕 様 書

- 1 業務名
平成 31 年度ポイ捨て等防止条例周知映像配信業務
- 2 業務目的
「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の PR 活動の一環として、市民や観光客に広く周知を図るため、市内の街頭ビジョン等で動画を放映する。
- 3 履行期間
契約書に示す履行開始の日から平成 32 年(2020 年)2 月 21 日(金)まで
- 4 放映場所
 - (1) ファイターズビジョン
(中央区北 4 条西 3 丁目 札幌駅前合同ビル壁面)
 - (2) JR タワー札幌ピラービジョン
(中央区北 5 条西 2 丁目 JR タワー地下 1 階ウエストアベニュー)
- 5 広告種別
 - (1) ファイターズビジョン
札幌市ポイ捨て等防止条例を周知する 30 秒動画(本市から提供)
 - (2) JR タワー札幌ピラービジョン
札幌市ポイ捨て等防止条例を周知する 15 秒動画や静止画のデータ(wmv ファイル、mp4 ファイル、illustrator ファイル、jpg ファイル等)を本市から提供するので、動画のトリミングや字幕の追加を行う、上下に静止画やロゴを入れるなどの方法で、放映場所の規格に沿った動画やバナーを作成すること。
- 6 放映頻度・期間
次のとおりとし、イベント等で一時的に放映頻度に変更が生じる場合は、事前に協議すること。また、放映時期は、7 月以降、本市が指定する時期とすること。
 - (1) ファイターズビジョン
7 日間×2 回(8:00~22:00 42 回/日 30 秒動画)
 - (2) JR タワー札幌ピラービジョン
7 日間×2 回(ミニプロ北クロスセット 7:00~23:00 624 回/日 15 秒動画)
- 7 提出書類
受託者は業務完了後、速やかに次の書類を提出すること。
 - (1) 業務完了届 1 部
 - (2) 業務報告書 1 部
 - (3) 作成した動画データ(ファイル形式は MPEG2 及び WMV)を保存した DVD 又は CD
- 8 その他
 - (1) 受注者は、業務の実施に当たってデータの漏えい、データの滅失、事故等の防止に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

- (2) 受託者は、放映に必要なメディアの複製、手続きなど、放映に関する一切の業務を行なうこと。
- (3) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な事項については、委託者との協議による。

9 問い合わせ先

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）
特定廃棄物係 宇野 Tel 211-2927 Fax 218-5105